

標題

油タンカー、ケミカルタンカー、ガスキャリアへの復原性
計算機搭載義務化について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1053
発行日 2015年11月2日

各位

2014年3月から4月にかけて開催されたIMO第66回海洋環境保護委員会(MEPC66)及び5月に開催されたIMO第93回海上安全委員会(MSC93)において油タンカー、ケミカルタンカー、ガスキャリアに復原性計算機の搭載を義務付ける旨の各種条約改正が採択され、2016年1月1日に発効致します。これについては、既にそれぞれの委員会の審議結果の紹介の一部としてNo. TEC-0991及びNo. TEC-1001にてお伝えしておりますが、本テクニカルインフォメーションでは改正内容の詳細及びその対応手順についてご連絡致します。

<改正内容>

- すべての油タンカー、ケミカルタンカー、ガスキャリアは、条約で定められた期日までに、非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件への適合を検証できる、主管庁により承認された復原性計算機の搭載が必要となります。適用船とそれぞれの船舶に対して条約で定められた期日については表1.適用船及び期日一覧をご参照下さい。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

表 1. 適用船及び期日一覧

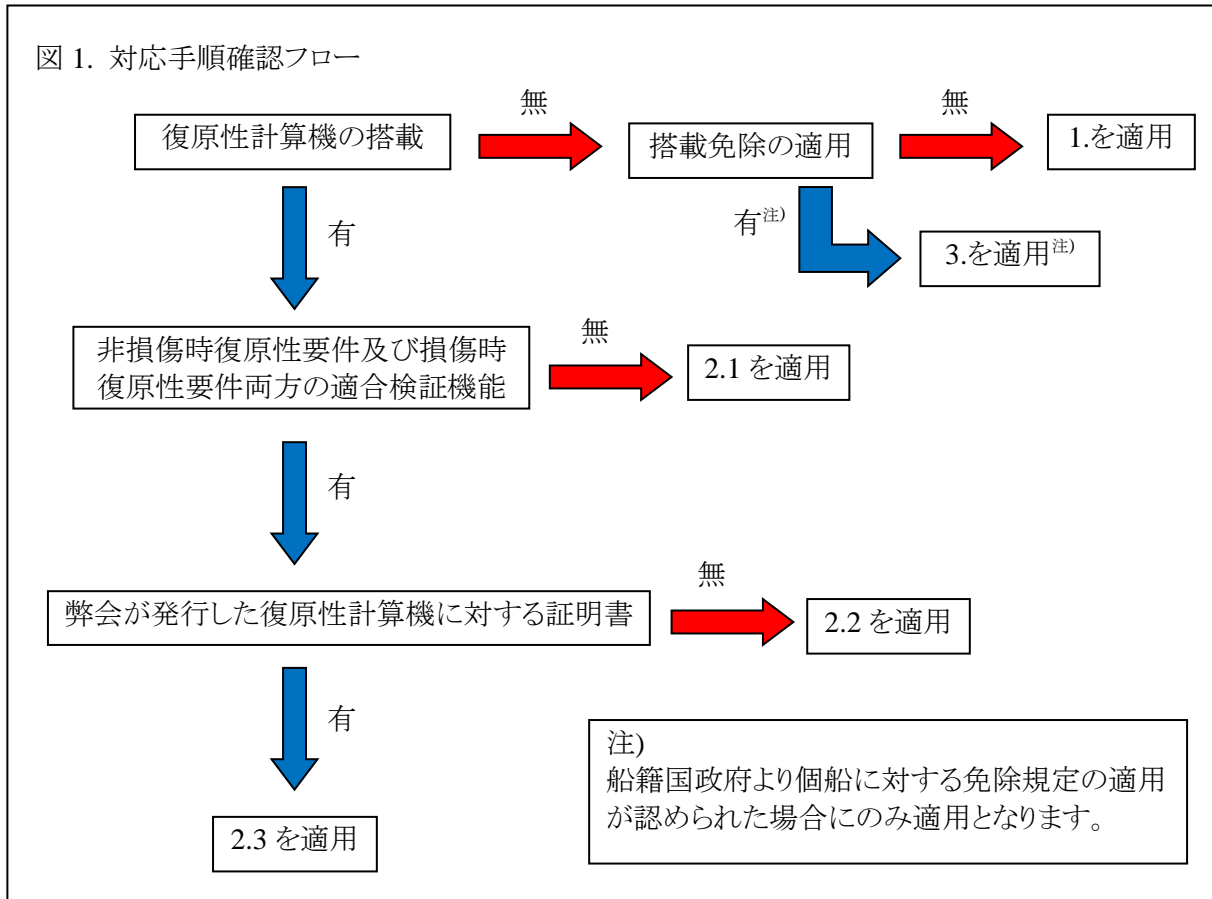
船種	適用船	期日
油タンカー ケミカルタンカー	2016年1月1日以降の起工船	完工時
	上記以外の船舶	2016年1月1日以降最初のIOPP 証書及び/又はケミカル 証書の更新検査時 (但し、2021年1月1日を超えない日まで)
ガスキャリア	2016年7月1日以降の起工船	完工時
	GC Code、EGC Code 適用船 (1986年7月1日より前の起工船)	2016年1月1日以降最初のガス証書の更新検査時 (但し、2021年1月1日を超えない日まで)
	上記以外の船舶	2016年7月1日以降最初のガス証書の更新検査時 (但し、2021年7月1日を超えない日まで)

- 上記に関わらず、2016年1月1日(IGC Code が適用されるガスキャリアの場合は2016年7月1日)以前に既に搭載されている復原性計算機であって、非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件への適合を検証でき、かつ主管庁が認める場合には当該計算機を載せ替える必要はありません。
- 下記いずれかに該当する船舶については、主管庁が認める場合、復原性計算機の搭載が免除されます。
 - .1 想定されるすべての積付状態が承認された復原性に関する資料(復原性資料及び損傷時復原性計算書)に含まれており、専ら当該積付状態にのみ従事する船舶
 - .2 主管庁により承認された手段により、遠隔で復原性要件が検証される船舶
 - .3 承認された範囲内での積付けのみを行う船舶
 - .4 2016年1月1日(ガスキャリアの場合は2016年7月1日)以前の起工船であって、適用される非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件を網羅する、承認された許容 KG/GM 曲線を有する船舶
- 寄港国における監督の目的上、主管庁より発行された復原性計算機に関する承認証明書を本船上に保持する必要があります。
- 表 1.に示された期日以降、改訂された書式に基づいて主管庁より発行された条約証書を本船上に保持する必要があります。

(次頁に続く)

<対応手順>

弊会登録船につきましては、個々の船舶の状況に応じてそれぞれ下記 1-3 いずれかの手順に沿った対応が必要となりますので、図 1. 対応手順確認フローを参照の上、適用となる手順をご確認下さい。



1. 復原性計算機を搭載する場合

- (1) 復原性計算機の計算精度確認用資料(非損傷時復原性及び損傷時復原性いずれも含む。)の作成・提出^{注1)}
- (2) 計算精度確認用資料の審査・承認
- (3) 据付検査の実施^{注2)}
- (4) 承認証明書の発行^{注3)}
- (5) 改訂された書式に基づいた条約証書の発行^{注4)}

注1) 弊会本部資源エネルギー部へ少なくとも3部ご用意の上ご提出下さい。

注2) 本船への搭載に合わせて最寄りの支部又は事務所に検査申請書をご提出下さい。

注3) 据付検査完了時に、検査担当支部又は事務所より承認証明書を発行致します。

注4) 表1.に示された期日に発行致します。

(次頁に続く)

2. 復原性計算機を搭載している場合
 - 2.1 非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件いずれかのみ適合検証ができる復原性計算機を搭載している場合
 - (1) 非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件いずれも適合検証ができるソフトウェアへの変更
 - (2) 前記 1. 復原性計算機を搭載する場合と同様の手順(1.(1)-(5)の手順を準用)
 - 2.2 非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件いずれも適合検証ができる復原性計算機を搭載している場合（弊会発行の証明書を所持していない場合）
 - (1) 前記 1. 復原性計算機を搭載する場合と同様の手順(1.(1)-(5)の手順を準用)
 - 2.3 非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件いずれも適合検証ができる復原性計算機を搭載している場合（弊会発行の証明書を所持している場合）
 - (1) 本船上での復原性計算機の作動確認^{注1)}
 - (2) 承認証明書及び改訂された書式に基づく条約証書の発行^{注1)}注 1) 表 1.に示された期日に実施致します。
3. 免除規定を適用する場合^{注1)}
 - (1) 改訂された書式に基づいた条約証書の発行^{注2)}注 1) 事前に船籍国政府より免除規定の適用について了承を得る必要があります。
注 2) 表 1.に示された期日に発行致します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会（ClassNK）
本部 管理センター別館 船体部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)
Tel.: 03-5226-2017
Fax: 03-5226-2019
E-mail: hld@classnk.or.jp

◇2018年3月31日までの担当部署
一般財団法人 日本海事協会（ClassNK）
本部 管理センター別館 資源エネルギー部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)
Tel.: 03-5226-2042
Fax: 03-5226-2177
E-mail: ned@classnk.or.jp